

# 国民年金のお知らせ

ご不明な点や手続きの詳細については、お問い合わせください。



## 問合せ先

- 免除等** 市役所医療年金課年金担当 (☎31-4532)
- 年金の予約相談** 日本年金機構 予約受付専用電話 (☎0570-05-4890)
- 年金相談に関する一般的なお問い合わせ** 日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル (☎0570-05-1165)
- 口座振替等** 日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課 (☎61-6000、61-6001、61-6002)  
※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください。

## 21 (令和3) 年度国民年金保険料について

21 (令和3) 年度の国民年金保険料は1カ月1万6,610円です。  
4月上旬より、21 (令和3) 年度の国民年金保険料納付書 (21 (令和3) 年4月分から22 (令和4) 年3月分まで) が日本年金機構から順次送付されます。  
納付書が届きましたら、納付期限までに金融機関またはコンビニエンスストア・電子納付で納付してください。  
また、保険料を前納することで割引が適用されるのでお得です。納付方法によって割引額が異なりますので、詳しくは市役所または年金事務所へご相談ください。

## 保険料の免除・納付猶予申請について

所得が少ない、失業等の経済的理由で国民年金保険料を納めるのが困難な場合、申請により承認されると保険料が免除・納付猶予となります。  
所得基準等の条件がありますので、申請をご希望の方は市役所または年金事務所へご相談ください。  
※連帯納付義務者 (配偶者・世帯主) の所得も審査の対象となります。  
※新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請も可能です。臨時特例期間は20 (令和2) 年2月分から21 (令和3) 年6月分までとなっています。

## 21 (令和3) 年度の学生納付特例申請の受付開始について

4月1日(木)から21 (令和3) 年度学生納付特例申請の受け付けを開始します。

### ■制度内容

申請により学生の方の保険料の納付が猶予される制度です。  
保険料を未納のまま放置した場合、万一、病気やけがで障がいが残ったときに、障害年金が受け取れなくなる可能性がありますので、保険料を納められないときは学生納付特例を申請してください。  
学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。  
※10年以内であれば保険料の追納 (後払い) をすることができ、将来の年金額を増やすことができます。古い期間から順に納付が可能で、3年度目以降の保険料を追納する場合は、一定の加算額が加わります。

### ■申請対象期間

学生納付特例での「年度」とは、4月から翌年3月までです。  
21 (令和3) 年度分は21 (令和3) 年4月分から22 (令和4) 年3月分までが申請対象期間となっています。  
過去期間は、申請受理日から2年1カ月前まで申請することができます。  
※過去期間について、すでに保険料が納付済みの期間は対象外となります。  
**【必要なもの】**  
本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) および年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、学生証 (写しでも可) または在学証明書 (原本)、失業等を理由とするときは、離職書類 (「雇用保険被保険者離職票」や共済加入の方は「組合員資格喪失証明書」など)  
※学生証の写しを添付する場合、裏面に有効期限等の記載があるものについては、両面の写しが必要となります。

### 【手続き先】

住民票のある市区町村役場または年金事務所

### 【翌年度以降の申請】

学生納付特例の申請は毎年度必要です。初回申請時に確認した在学予定期間中に限り、日本年金機構より申請はがきが4月に自動送付されます。  
申請はがきが届きましたら、必要事項を記載の上、日本年金機構へ提出してください (切手不要)。  
※初回申請が1月以降の場合は自動送付されませんので、住民票のある市区町村役場または年金事務所での申請手続きが必要です。

## 障害基礎年金の相談をされる場合は予約をお願いします

障害基礎年金の相談・請求手続きの際は、予約相談をご利用ください。ご予約いただくと、待たずにスムーズに相談・請求手続きができます。

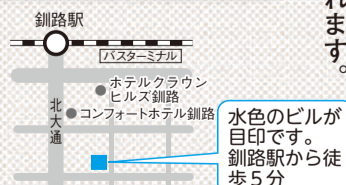
- 予約の申し込み 市役所医療年金課年金担当 (☎31-4532)
- 予約相談の時間帯 午前8時50分～午後4時  
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ※予約相談希望日の1カ月前から受け付けています。
- ※予約していなくても相談はできますが、予約していた方が優先となりますので、待ち時間が生じる場合があります。

## 困ったときは…釧路市生活相談支援センター「くらしごと」へ ☎65-1250

- お金について** 借金が増えて返済が厳しいなど
- 住宅について** 住む家がないなど
- 家族・人間関係について** DVを受けているなど
- 仕事について** 仕事を失ったなど
- 病気・健康について** 介護してくれる親戚がいないなど

**ご相談・支援は全て無料です。**  
個人情報や秘密、プライバシーなど、あなたとの約束を守ります。

相談・問合せ先 釧路市生活相談支援センター「くらしごと」(☎65-1250)  
住所 北大通12-1-14ビケンワークビル1階  
開設時間 午前9時～午後6時 (月～金曜日)  
※12月29日(水)～2022 (令和4) 年1月3日(月)は休み。  
☎http://www.sbcc946.com/ ☒sbcc@kuh.biglobe.ne.jp



収入、生活、仕事、子育てなどの悩み事を入で、すぐに相談することができ、お困り事に合った解決方法が見つかります。



生活相談者専用サイトを開設しました。スマートフォンでも簡単に相談できます!



左記のコードを読み取ってください!

<https://kurashigoto946.com/>

こんなこと相談してもいいのかな~と思っても、お気軽にご相談ください。